

改正

令和2年10月2日条例第54号

令和6年7月11日条例第26号

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例を公布する。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例

(設置)

第1条 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画（以下「3分野計画」という。）の策定、進行の一体的な管理及び評価をするとともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ（学校における体育に関することを除く。以下同じ。）を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 3分野計画の策定、進行の管理及び評価に関する事項
- (2) その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員22名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

5 委員会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第7条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和2年10月2日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年7月11日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。